

## 第19回浦安市都市計画審議会議事録（骨子）

1 **開催日時** 平成21年2月3日（火） 10:00から12:00

2 **開催場所** 浦安市文化会館中会議室

### 3 **出席者**

（市長）

浦安市長松崎秀樹

（委員）

阪本一郎会長、山崎次雄副会長、岡本善徳委員、辻田明委員、平野芳子委員、深作勇委員、斉藤千尋委員、柳憲一郎委員、染谷淑子委員、池田道夫委員、宇田川敬之助委員、鯉淵彰委員、鹿野新一郎委員、戸倉恵美子委員、女池雄二郎委員（計15名）

（事務局）

都市整備部：部長醍醐唯史、次長遠藤徳男

都市政策課：課長伊藤一雄、土久菜穂、花坂理

都市計画課：課長板橋純三郎、主幹牧野喜久男、主査市川達也、堀井達久

### 4 **議題**

（1）浦安市景観計画について（諮問）

（2）その他

### 5 **議事の概要**

（1）浦安市景観計画について（諮問）

・景観法第9条第2項の規定により、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととなっておりますことから、浦安市景観計画について審議し、全会一致をもって原案の内容について適当と認められた。

（2）その他（中間報告）

・その他として、現在美浜16自治会内で進められている街なみ保全（地区計画）についての報告を行った。

### 6 **会議経過**

（1）浦安市景観計画について（諮問）

- ・現在までの経過報告（パブコメ55件、シンポジウム35名参加、意見提出13件について）
- ・景観条例は12月に議会承認され21年2月から部分施行、21年7月から前面施行される。
- ・景観計画の構成と内容の説明。
- ・都市計画と景観計画の役割分担や都市計画や都市計画マスタープランとの整合性について説明。マスタープランではゾーン区分が7つ、景観計画は5つになっている（市街地形成の歴史や市民の認識も踏まえ5ゾーンとした）
- ・区域は市域全域となっている。市域に存在する公共施設の関しては管理者との協議が必要となります。浦安橋のような市民のシンボルになるような施設について

は東京都との連携を図るべきと考えている。

- ・景観評価委員とは何か（位置づけは、市の非常勤特別職で審査会とは別。行政へのアドバイスを行うもので決定機関ではない）。

7 傍聴 0名

問い合わせ先

都市整備部都市計画課都市計画班 電話 047 - 351-1111（内線）1958